



「共に考え、共に創る」 未来につなげる まちづくり

第二次東近江市市民協働推進計画



東近江市

目 次

はじめに	・・・P2
計画策定の趣旨 ～未来につなげるまちづくり～	

第1章 計画の基本的な考え方	・・・P4
----------------	-------

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間

第2章 協働の理念～協働を進める時の考え方～	・・・P5
------------------------	-------

- 1 協働によるまちづくりの理念
- 2 協働の基本姿勢
- 3 協働の原則
- 4 協働の形態
- 5 協働のパートナーとそれぞれの効果

第3章 これまでの取組と課題	・・・P11
----------------	--------

第4章 施策の展開	・・・P13
-----------	--------

- | | |
|-----------------------|--------|
| 1 基本施策 1 郷土愛と人づくり | ～育む～ |
| 2 基本施策 2 交流・活動の基盤づくり | ～支える～ |
| 3 基本施策 3 持続可能な地域自治の醸成 | ～築く～ |
| 4 基本施策 4 協働の仕組みづくり | ～つながる～ |

協働のきっかけと活動事例	・・・P28
--------------	--------

- 1 きっかけ
- 2 活動事例

参考資料	・・・P34
------	--------

- 1 東近江市の人口動向
- 2 東近江市の決算状況及び見通し



はじめに

本市では、平成 26 年 4 月に「東近江市協働のまちづくり条例」を施行し、同年 7 月に策定をいたしました「東近江市市民協働推進計画」を基に、市民と行政が互いに知恵と力を出し合いながら、地域の個性をいかしたまちづくりを進め、まちづくり協議会をはじめとする市民活動団体や事業所などとの様々な取組によって、「うるおいとにぎわいのまち東近江市」の醸成につなげてきました。



一方で地域コミュニティの現状は、少子高齢化や人口減少に加え、個人の価値観の変化により、本市に息づく惣村自治の精神や伝統文化の継承などに大きな影響が及んでおり危惧するところです。時代の変化に対応し持続可能なまちづくりを進めていくため、近江商人の「三方よし」の精神を改めて認識するとともに、市民一人一人が地域の担い手となって、まちづくりに参画していくことが必要不可欠と考えます。

第二次となります本計画は、前計画の協働の理念を引き継ぎつつ、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、10 年後の東近江市を描きながら、より一層の市民活動の活性化と協働の推進を図るため策定しました。今後、本計画に基づき、市民と市民、市民と行政が調和し補完し合いながら、更なる協働のまちづくりを推進してまいります。ここに掲げた推進項目を着実に進めていくに当たり、市民の皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

令和 6 年 4 月

東近江市長

小 椋 正 清



計画策定の趣旨 ～未来につなげるまちづくり～

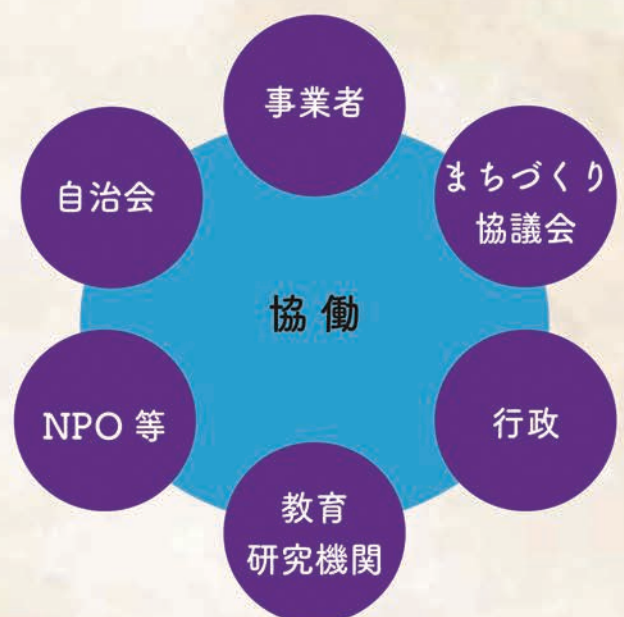
平成 26 年度策定の第一次計画では、少子高齢化の進展、人口減少社会など社会情勢が変化中、自分たちのまちをより良くしようと市民自らが気付き取り組む様々な活動が行われてきました。行政も政策を進める中で、これらの活動を支援しながら、力を合わせて行政課題の解決や豊かな暮らしにつながる施策を展開してきました。

しかしながら、本市においても少子高齢化や人口減少に歯止めをかけることは難しく、新型コロナウイルス感染症による社会構造の変化が地域課題の多様化、複雑化に加え、地域コミュニティ離れや後継者不足などを招いており、地域コミュニティの弱体化が進んでいます。まちづくり協議会をはじめとした地域で活動する様々な団体との協力や連携により、地域が自ら考え新たな地域コミュニティのカタチを再構築していくことが必要とされています。

このような中、既にこれらの課題や豊かな地域の未来を見据え、新たな活動が市内各所で芽吹いています。従来からの活動に加え、地域に多様な活動が生まれていることは、本市の財産であり、新たなアイデンティティになりつつあります。

この第二次計画は、本市の先人が守り育ててきた財産である自然環境や、固有の歴史及び文化のすばらしさを再発見・発信することによって、広く市民に知ってもらい、未来のまちづくりにつなげるとともに、新たな活動を支援することで、誰もがまちづくりに関わり、つながり合える豊かな東近江市を目指し策定しました。

行政においても庁内連携を更に進め、市民とともに手を携えて地域課題の解決に取り組み、誰もが住み、暮らし続けられる個性豊かな協働のまちづくりを一層推進します。



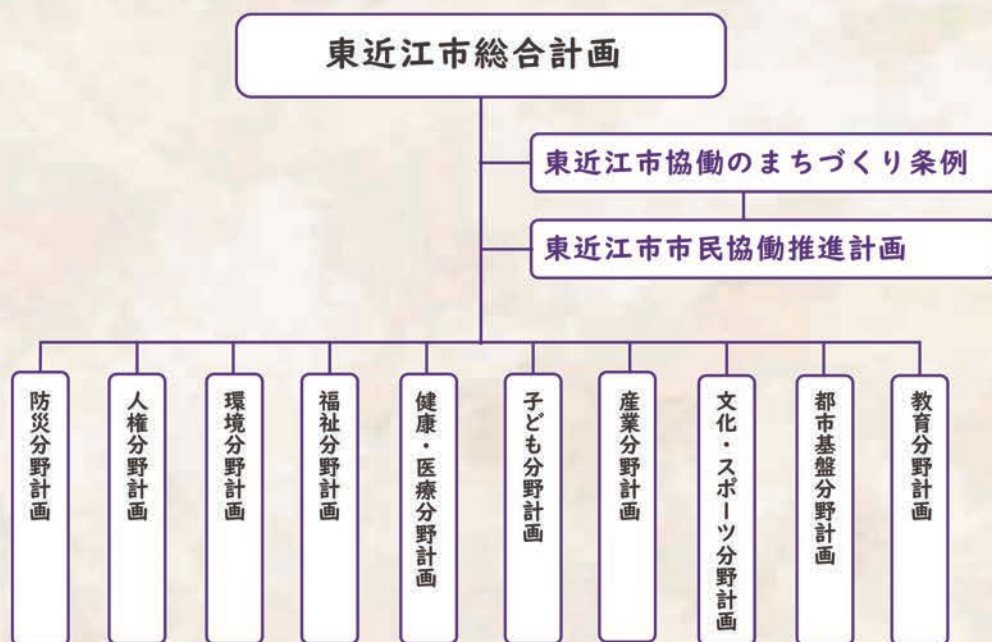
第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

本計画は、東近江市協働のまちづくり条例（平成26年4月1日施行）の理念を具現化し、この条例の実効性を高めるための仕組みや施策を定め、協働のまちづくりを総合的・計画的に進めることを目的として策定しました。

2 計画の位置付け

第2次東近江市総合計画後期基本計画（令和4年3月策定）に掲げる「人と地域が共に成長できるまちづくり」の基本的な考え方を踏まえ策定しています。本計画に掲げる協働の理念及び具体的な施策は、協働の視点によって各分野別計画の実効性を高め、本市のまちづくりを推進します。



3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和15年度までの10年間を計画期間とします。

第2章 協働の理念 ～協働を進める時の考え方～

1 協働によるまちづくりの理念

東近江市協働のまちづくり条例において、まちづくりの基本理念を次のように定めています。

(東近江市協働のまちづくり条例第3条)

市民と市は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。

- ①一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、地域に関心を持ち、積極的にまちづくりを進めるものとする。
- ②人や地域のつながりを大切にし、互いに助け合いながら、まちづくりを進めるものとする。
- ③本市の自然、歴史及び文化を大切にし、次代に継承するとともに、地域の資源を活用して、個性豊かなまちづくりを進めるものとする。

2 協働の基本姿勢

市民と行政が知恵と力を合わせて協働によるまちづくりを推進していくには、次の基本的な姿勢が必要です。

①自ら行動する姿勢 ～まちづくりの担い手という認識がありますか？～

自らがまちづくりの担い手であるということを自覚して、市民も行政も過度に依存することなく、それぞれのできることをすべきことを考えながら行動することが大切です。また、市民と行政はそれぞれの役割を認識し、責任を持って行動することも大切です。

②つながり合う姿勢 ～つながり合って、新たな発想で考えていますか？～

一人一人の個性や多様性を尊重し、分野・立場を超えた多様なつながりを創ることによって、相互に新しい可能性を生み出し育てることが大切です。つながりから新たな発想が生まれ、相乗効果が得られることがあります。また、協働を通じてお互いに成長することも大切です。

③地域に対する思いを持つ姿勢 ～地域を愛していますか？～

本市には各地域にすばらしい自然・文化・歴史及び人の絆があり、地域への愛着や誇りを持って活動をしている人がたくさんいます。こういった「東近江市のことが好き」「このまちに住み続けたい」という地域を愛する思いを持って、本市の自然・文化・歴史等の魅力を再認識し、未来を見据えたまちづくりに取り組むことが大切です。

3 協働の原則

市民と行政は協働のパートナーとして、次の原則に基づき、協働の取組を進めます。

(東近江市協働のまちづくり条例第4条第2項)

市民と市は、次の原則に基づき、協働を進めるものとする。

①まちづくりの主体として自立及び自律していること。

市民と行政は、まちづくりの主体として過度に依存することなく、自立してそれぞれの力を十分に発揮し合うとともに、主体性や独自性、専門性を高め合い、お互いに決まりごとを守って自律し行動することが大切です。

②市は、市民活動の自主性を尊重すること。

公共的課題に対して、自発的・弾力的・機動的に対応できるといった市民活動が持つ長所をいかすことが大切です。そのため、市は市民活動の自主性を尊重することが必要です。

③協働に当たっては、対等の立場であること。

協働で課題を解決するためには、双方が対等の関係であることが大切となります。上下の関係ではなく横の関係で、それぞれの役割があることをお互いに認識し、各々の意思に基づき協働することが基本となります。

④対話し、理解し合い、補い合うこと。

対話することで市民と市がそれぞれの立場、特性や行動原理を理解し合い、お互いを尊重することが大切です。お互いに弱みを補い強みをいかすことで、単独ではできなかったことも実現可能となります。お互い様という気持ちを持って理解し合い、顔の見える信頼関係を築き、助け合うことが大切です。

⑤協働の目的、過程、成果を共有すること。

市民と行政がよきパートナーとして協働するときに、まずは地域が何に困っているかという「課題」を共有する必要があります。そして、協働して達成しようとする「目的・夢」、企画し実施する「過程」、実施後の「成果」を双方が共有することが大切です。

⑥相互に情報を公開し、共有すること。

協働で事業を行うときには、常にお互いの情報を公開し、共有するとともに、実施する過程や内容の透明性を高めて取り組むことが大切です。

4 協働の形態

市民と行政の協働に当たっては、様々な形態が考えられます。事業の目的、内容やパートナーに応じて、効果的な形態を選択することが大切です。

共催 実行委員会・協議会

Point 共催は、市民と行政がともに主催者となって一つの事業を行う形態です。
実行委員会・協議会は、市民と行政が実行委員会や協議会を構成して主催者となって事業を行う形態です。

【効果・特徴】

企画段階から話し合い、役割や責任分担を明確にして事業を実施できる。

【具体的事例】

・びわ湖東近江 SEA TO SUMMIT ・東近江市総合防災訓練 等

後援

Point 市民が実施する事業の趣旨に賛同して、行政が名を連ねることで支援する形態です。

【効果・特徴】

事業に対する理解、関心や社会的信頼を増すことができる。

【具体的事例】

・東近江市美術展覧会 ・ちいさなたびいち 等

事業協力・協定

Point 市民と行政が互いの特性をいかして、一定期間協力しながら事業を行う形態です。

【効果・特徴】

お互いのできる範囲で得意分野に注力して、双方の特性を発揮した事業が展開できる。

【具体的事例】

・河川愛護事業 ・大学との包括連携協定 等

補助・助成

Point 市民の行う公益性のある事業に対して財政的な支援を行う形態です。

【効果・特徴】

市民活動が充実できる。市民活動の自主性・自立性が尊重される。

【具体的事例】

・まちづくり総合交付金 ・コミュニティビジネススタートアップ支援事業 等

企画立案への参画

Point 企画立案に市民が参画し、多様な意見、提案を政策・事業に反映させる形態です。

【効果・特徴】

行政とは異なる立場・視点から、柔軟な発想を取り込んだ計画ができる。市民の市政への参画意識が生まれる。（審議会、委員会、パブリックコメント等を含む。）

【具体的事例】

・地域福祉計画推進委員会 ・市民協働推進委員会 等

情報共有 意見交換

Point 市民同士や市民と議会・行政がそれぞれの持つ情報を提供し合い、共有して、合意形成を図る形態です。

【効果・特徴】

専門的な情報を得られる。地域の課題や市民の考えを的確に把握できる。

【具体的事例】

・市民と議会の意見交換会 ・まちのわ会議 等

公共施設等の提供

Point 事業のパートナーの活動場所や資機材の利用について配慮する形態です。

【効果・特徴】

お互いのできる範囲での協働が可能となる。

【具体的事例】

・びわこジャズ東近江 ・わくわくこらぼ村 等

委託・指定管理

Point 委託は、行政が責任を持って担う事業を地域や事業者等の特性をいかしてより効果的に行うことを目的とした形態です。指定管理は、地域や事業者等の特性をいかして公共施設の管理・運営を担う形態です。

【効果・特徴】

行政にはない専門性、柔軟性が期待でき、市民ニーズに合ったきめ細かなサービス提供が可能となる。

【具体的事例】

・東近江市民大学運営委員会（委託）
・コミュニティセンター管理運営（指定管理） 等

5 協働のパートナーとそれぞれの効果

協働を効果的に進めるには、事業の目的や相手に求める役割に最も適したパートナーを見つける必要があります。

市 民

市内に住む・働く・学ぶ・市民活動を行う人など、日常生活で地域と関わる人です。市民一人一人はまちづくりの主人公であり、様々な協働の原動力となります。

市民活動団体

●自治会

地縁と共助の精神に基づいて自主的に組織された基礎的な地域自治組織で、住民同士の交流や区域内の防災・防犯、環境美化、健康福祉等の活動を行っています。地域性、日常性、相互扶助性等の特徴があります。

【協働の効果】

- ◆自治会は多様な主体との協働により、身近な住民生活に必要なきめ細かな事業が可能となり、住民主体による暮らしやすい地域社会を形成することができます。
- ◆自治会と協働することにより、身近で日常的な課題が顕在化し、新たな課題やニーズへの対応が可能になります。

●まちづくり協議会

市内の14地区において多様な主体が参加して構成する地域自治組織で、自治会より大きな地域の課題解決や地区の個性をいかした活動を行っています。地域性、多様性、継続性、機動性等を特徴としています。

【協働の効果】

- ◆まちづくり協議会は多様な主体との協働により、各地区の個性をいかしたまちづくりが可能となり、地域への帰属感の醸成や住民自治の進展につなげることができます。
- ◆まちづくり協議会と協働することにより、広域的な公共サービスの担い手として地域の信頼度が増すとともに、新たな課題やニーズへの対応が可能になります。

●NPO等（NPO、NPO法人、ボランティア団体等）

営利を目的とせず、様々な社会的使命の達成を目指して活動しています。自主性、専門性、機動性、先駆性等の特徴があります。ボランティアの集まりから有給スタッフを抱える団体まで、活動の規模や対象は様々です。

【協働の効果】

- ◆NPO等は多様な主体との協働により、自らの社会的使命をより効果的に実現する機会が増え、社会的認知度が高まり、活動の場を広げることができます。
- ◆NPO等と協働することで、地域課題への問題意識が高まり、まちづくりへの参加意識が促進されます。

事業者

多くの事業者は、豊かな社会を実現するために存在しており、市民活動団体や行政と連携した公益活動を行っている事業者も増えています。自主性、機動性、専門性、先駆性等の特徴があります。

【協働の効果】

- ◆事業者は多様な主体との協働により、福祉・産業・防災・環境等に関する地域課題やニーズに対応することで、社会貢献の機会が増すとともに、事業参入や新しいビジネスモデルの確立など、ビジネスチャンスを拡大することができます。
- ◆事業者と協働することにより、事業者の持つ専門的な知識や技術など質の高いサービスをまちづくりにいかすことができます。

教育・研究機関

高度で専門的な知識を有し、地域政策づくりや地域教育への取組、教育・研究機関の持つ技術や特許を地域産業に還元する取組も行われています。自主性、専門性、先駆性等の特徴があります。

【協働の効果】

- ◆教育・研究機関は多様な主体との協働により、地域の一員として活動し、地域に愛される教育・研究機関になります。
- ◆教育・研究機関と協働することにより、地域内外の学生や若者が地域に密着した活動を進めることで、住民が地域の魅力を再発見することにつながり、より良い地域づくりの「きっかけ」になります。

行政

一般的に全ての市民が公平・平等に受益者となるようなサービス提供を原則とし、多様な分野の公共サービスを担っています。

【協働の効果】

- ◆行政は多様な主体との協働により、ノウハウを行政施策に取り入れ、きめ細やかで、市民ニーズに沿った行政サービスを提供することができます。また、市民の考え方や活動に直接触れることが職員の意識改革や資質向上につながります。
- ◆行政と協働することにより、様々な側面で活動基盤が安定するとともに、団体やその活動に対する信頼性、理解や社会的認知度が高まるという効果が期待できます。

第3章 これまでの取組と課題

平成26年から令和5年の前計画において、東近江市協働のまちづくり条例に基づくまちづくりを総合的・計画的に推進するため、東近江市市民協働推進委員会において各施策内容の進捗管理を行い、取り組んできました。一方人口減少が進み、新型コロナウイルス感染症による社会構造の変化が地域課題の多様化、複雑化をもたらし、新たな課題も生まれる中、従来の施策では対応が難しく、社会情勢へ寄り添った見直しと新たな施策が求められています。

こうした状況をふまえ、令和3年度から市民協働推進委員会や市民との意見交換会等により、協働による未来のまちづくりに向けた課題の抽出と必要な施策について議論を行ってきました。

◆ 第一次計画の取組状況

基本施策1 人づくりと推進体制 ～育む～		検討	試行	実施
人材育成と意識改革	職員の意識改革			○
	市民と行政の協働理解の促進			○
	若い世代のまちづくりへの参加促進			○
	地域リーダーの発掘及び育成	○		
	協働事例の表彰			○
推進体制の整備	市民協働推進委員会の設置			○
	協働を推進する職員の指定			○
	地域担当職員制度の導入			○
	部局横断的な取り組みの推進			○



抽出された新たな課題（一部抜粋）

- ・ 協働大賞の事後活用が不十分である
- ・ 地域担当職員制度の認知度が不足している

基本施策2 活動基盤の整備 ～支える～		検討	試行	実施
資金の調達	各種補助金等の活用促進			○
	協働委託の拡充			○
	市民ファンド、寄付制度の充実			○
情報の共有	パブリックアクセスの推進			○
	市民活動や地域活動の広報の充実			○
交流・活動の場づくり	活動場所の整備及び提供			○
	未利用建物の利用促進			○
	交流する機会を創出			○
	市民交流センターの設置		○	



抽出された新たな課題（一部抜粋）

- ・ 持続的な資金確保が難しい
- ・ 情報発信が不足している
- ・ 情報収集が不十分である
- ・ 情報媒体の活用が不十分である
- ・ 新住民の地域愛が醸成されにくい
- ・ 自然環境が活用できていない
- ・ 若者の発想を取り入れたまちづくりのしくみ、きっかけがない
- ・ 交流の場・機会が知られていない
- ・ 地域と学校との交流の機会が乏しい
- ・ 市民活動への敷居が高い

基本施策3 地域自治の強化 ～築く～		検討	試行	実施
自治会活動の推進	自治会加入の促進			○
	自治会活動の支援			○
	自治会間の連携促進			○
まちづくり協議会活動の推進	まちづくり協議会活動の支援			○
	各種活動団体の連携強化			○
	コミュニティセンター指定管理の活用			○
地域自治のしくみづくり	地域包括交付金制度の導入			○
	まちづくり懇談会の充実			○
	地域自治に関する連合組織の一元化	○		

抽出された新たな課題（一部抜粋）

- ・自治会への理解が不足している
- ・自治会単独では広域な課題へ対応しきれない
- ・自治会の組織体制が旧態依然である
- ・自治会役員の高齢化と担い手が不足している
- ・「自治会支援メニュー」の活用が進んでいない
- ・自治会と外部の交流が不足している
- ・地域活動の維持が困難・停滞している
- ・若者や外国人住民との交流機会が不足している
- ・地域と学校教育との連携ができていない

基本施策4 協働のしくみづくり ～つながる～		検討	試行	実施
中間支援活動の体制強化	市民活動支援の充実			○
	交流の促進			○
	協働の推進			○
協働で取り組むしくみづくり	協働ラウンドテーブルの設置			○
参画機会の充実	市民参画を進めるための情報提供			○
	公募委員の募集			○
	広聴活動の拡充			○
	市民参画事業の拡大			○

抽出された新たな課題（一部抜粋）

- ・中間支援の支援要望が増加している
- ・市民活動を始めるきっかけや場が不足している
- ・持続的な市民活動への支えが不足している
- ・市民の声を活かす仕組みがない
- ・市民活動に関する情報発信が不十分である
- ・支援が必要な人を把握できていない
- ・外国人住民の地域活動への参加が進んでいない
- ・異なる意見・価値観との共存ができていない
- ・現役世代が市民活動できない
- ・転出入した人への情報発信が不十分である

第4章 施策の展開

Ⅰ 基本施策Ⅰ 郷土愛と人づくり ～育む～

本市には、豊かな自然環境の中で育まれた歴史、暮らしの文化、伝統などが脈々と受け継がれており、こうした地域の魅力を多くの方に伝えることで、郷土愛が醸成されると考えます。

また、地域活動を通して様々な人々との交流や研修等の開催は、知識、知恵、創造力を高め、人を成長させるものと考えます。

市民と職員は、地域や市民活動等に積極的に参加し、まちづくりに対する意識改革に努めます。

Ⅰ 東近江市の「アイデンティティ」の再発見

これまで培われてきた近江商人の精神や暮らしの価値観などのほか、自然環境や固有の歴史及び文化など、本市の先人が守り育ててきた礎があって今日の豊かな暮らしがあることを改めて認識するとともに、地域で支え合えるまちづくりへの理解を図ります。

(Ⅰ) 魅力ある地域資源の発見・発信

取組施策

●地域の魅力発見・発信

例) 地域の魅力発見と動画による発信

●地域資源の整理

例) 地域の催しや祭事等の資源マップ（人・もの・場所・活動）の作成

●転入者への魅力発信

例) 観光パンフレット等の情報誌の配布



東近江市公式 You Tube
【東近江市】



「そこら」
【そこら編集委員会】

(2) 優秀な協働事例の表彰と事例の活用

取組施策

●「共に考え、共に創る」わがまち協働大賞の発展的展開

例) 若者が選ぶ「わがまち協働大賞」の推進（高校生、大学生の参画促進）
地域団体（自治会連合会・消防団等）による賞を検討

●受賞事例の活用と情報発信

例) 受賞団体の継続的な活動から必要な支援方法を検討
「受賞」を市民とのコミュニケーションツールとして利活用

「共に考え、共に創る」 わがまち協働大賞

市内における地域課題の解決を目指して、様々な団体や個人が積極的に取り組んでいる協働事例を表彰するコンクール形式の賞です。広く市民に知ってもらうことで市民同士又は市民と行政の協働の促進や他の団体へ意識啓発を図ることを目的に実施しています。



協働大賞表彰式

◇協働大賞受賞一覧

	事業名 / 団体名
第1回（平成27年度）	kikito プロジェクト / 一般社団法人 kikito
第2回（平成28年度）	赤い糸プロジェクト VOL20' がちゃ婚'（結婚活動支援事業） / 蒲生地区まちづくり協議会
第3回（平成29年度）	東近江市の花「紫草」を活用した「地域活性化」プロジェクト / 東近江ムラサキ紫縁プロジェクト
第4回（平成30年度）	女子野球で、少女たちに夢を！地域に元気を！ / 東近江バイオレッツ
第5回（令和1年度）	栗見出在家町魚のゆりかご水田活動 / 栗見出在家町魚のゆりかご水田協議会
第6回（令和3年度）	東近江トレイル構想の実現 / 五個荘地区まちづくり協議会
第7回（令和4年度）	中野地区ボランティアセンター / 中野地区ボランティアセンター 私たちのまちに、ふたたび「便利」と「安心」を / 愛東の暮らし・つながり創造会議
第8回（令和5年度）	八日市南高校 × かなめカフェ コラボアイスクリームの開発 / かなめカフェ

(3) 協働によるまちづくりへの理解促進

取組施策

●市民、地元企業・社会福祉法人等との合同研修、交流会等の開催

例) 市民活動団体と行政職員との合同研修、交流会(多機関連携による研修等)
市職員へ協働のまちづくり研修会、セミナーを開催
市職員と協働大賞受賞団体との交流

●市民とのまちづくり活動に積極的な企業等への奨励制度の導入検討

例) 近江匠人認証制度を活用



市職員とまちづくり協議会との合同研修
【東近江市】



東近江秋まつり
【東近江秋まつり実行委員会】

(4) 人材の発掘及び育成

取組施策

●地域人材バンクの導入

例) 防災士、ダンボールコンポストアドバイザー等の人材情報のデータベース化

●地域運営に係る講座の開催

例) 会計講座、SNS講座、広報講座
ちよつときてえな講座



ホワイトボードミーティング® 講座
【東近江市協働ラウンドテーブル運営委員会】



SNSの使い方講座
【NPO 法人まちづくりネット東近江】

2 推進体制の促進

東近江市協働のまちづくり条例第20条に基づき、協働によるまちづくりを推進するため、市民協働推進委員会によって計画の進行管理等を行います。また市は、行政各部局間の連携を図り、引き続き地域担当職員を現場主義による若手職員の育成の機会とするとともに、まちづくり協議会の提案を受け止め、行政とのパイプ役として、まちづくり活動を更に支援します。

(1) 市民協働推進委員会による進行管理と協働事業の推進

取組施策

●協働施策の推進

例) 計画の進行管理

●庁内の部局横断的取組の促進

例) 審議会、委員会等への参加・提言等

(2) 地域担当職員制度の充実

取組施策

●地域課題の解決に向けた地域づくりの場への参画

例) 地域の会議でファシリテーター、助言

●地域担当職員の専門性を高める研修の実施

例) ジョブ型地域担当職員制度の導入を検討

地域担当職員のスキルアップにつながる研修機会の提供

●市民への認知度向上

例) まちづくり協議会の枠を超えた「地域担当」の在り方を検討

地域担当職員制度とは

まちづくり協議会と行政の相互の情報伝達役（パイプ役）や地域内の活動団体のつなぎ役（コーディネーター役）として、地域のまちづくりについて共に考え支援を行う職員を配置する制度です。



地域の会議で進行役を務める地域担当職員
【蒲生地区のまちのわ会議】

◇地域担当職員の推移

H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
68 人	75 人	80 人	83 人	82 人	88 人	87 人	87 人

NPO等の市民活動団体の裾野が広がっています。活動の基盤となる「資金・情報・場所」の効果的な活用により、多彩な人材と安定的な活動基盤を持った市民活動団体の活動が広がるまちを目指して、持続的な市民活動に向けて多様な資金調達手段を検討します。また、市内で様々なかたちで行われている交流の場や機会を広く周知し、新たな活動が始まる場とするとともに学校との交流による児童・生徒のまちづくりへの参加を促します。

1 資金調達の仕組みの拡充

様々な取組への補助・助成の充実を図り、市民活動団体、事業者等の状況に合わせて効果的な資金調達の仕組みを引き続き構築し、団体の状況や活動内容に応じた資金調達の支援に努めます。

(1) 各種補助金等の活用促進

取組施策

●補助金、助成金情報の収集と発信

例) 民間企業や財団等の助成金情報の収集と発信

●提案型補助金制度を検討

例) 事業提案型（プロポーザル型）補助金制度の導入検討

●補助金申請等の事務の支援

例) 個別助成金申請書の書き方相談



助成金・補助金説明会チラシ
【東近江市/東近江三方よし基金/
まちづくりネット東近江】

(2) 協働委託の拡充

取組施策

●効果的な事業への委託強化

例) 協働による成果が見込まれる事業の積極的な委託



協働委託で開催している
イベントの実行委員募集チラシ

協働委託とは

各主体がもつ特性を十分に活用して、より効果的な取組を進めるために行政が市民に事業を委託することです。仕様書の作成段階から事前協議する中で合意した内容を反映させるなど、創意工夫が必要です。

(3) 市民ファンド・寄附制度等の拡充

取組施策

●ふるさと寄附による寄附金増への取組と協働事例への活用検討

例) ふるさと寄附による応援型補助金制度

●活動資金を市民、行政等が拠出しあうファンドの活用

例) S I B (成果報酬型補助金) の更なる周知と投資意欲喚起のための取組

●事業指定寄附制度の活用

例) クラウドファンディング等の資金調達への活用

ガバメントクラウドファンディング (ふるさと寄附) の活用



国産電気機関車「ED314」保存のためのクラウドファンディングを実施
【びわこ学院大学地域調査プロジェクトチーム】

事業指定寄附制度とは

自治体や、支援を希望する市民活動団体が事業に共感する方々から集めた寄附金をもとに事業を実施する制度です。東近江市には、NPO法人まちづくりネット東近江や公益財団法人東近江三方よし基金が運営する事業指定寄附制度があり、市民の寄附によって市民活動を支える仕組みが既に始まっています。

2 情報の共有

広報紙、地方紙、市民活動情報誌、ホームページ、CATV、ラジオ、SNS等の媒体を活用して、行政、市民活動団体、事業者等の活動情報を発信するとともに、個々に情報を発信し伝え合う取組を進めます。

(1) 情報発信による地域の見える化

取組施策

●市民活動や地域活動に関する広報の充実

例) 地域情報を持つ市民と情報発信者をつなぐ取組

CATV、SNSの活用による情報発信を拡充

地域情報アンテナ (情報収集発信基地) の設置で情報収集・発信

中学生、高校生による地域の動画制作と発信

3 交流・活動の場づくり

地域課題の共通認識や新たな発見につながるように、市民、事業者、行政等が集い、自由に意見交換や活動のできる場づくりに努めるとともに、多様な交流と活動の場づくりを進めていきます。

(1) 活動場所の提供と整備

取組
施策

- 市民活動マップの作成

例) 地図情報への活動情報の集約

- 公共施設、民間施設の活用・開放

例) コミュニティセンター等へ若者、子育て世代が集うフリースペースを設置
まちの空きスペース、空き時間の活用で地域の魅力を発信



古民家 SATSUKI-R0
【一般社団法人八日市まちづくり公社】

古民家 SATSUKI-R0

八日市駅前の古民家を改装し、一般社団法人八日市まちづくり公社が運営しています。コワーキングスペースやレンタルキッチンなどを備え、団体や事業者向けに一時的な事務所として活用できるよう、貸出も行っています。

(2) 未利用建物の情報提供

取組
施策

- 空家の情報提供

例) 一般社団法人東近江市住まい創生センターによる情報提供

- 遺贈の仕組みづくりを活用した交流・活動の場づくり



がりばん楽校
【一般社団法人がもう夢工房】

がりばん楽校

蒲生地区のガリ版伝承館近くにある古民家を東近江三方よし基金に遺贈され、がもう夢工房のガリ版の普及活動や不登校児童の居場所づくりに活用しています。また、レンタルスペースとしても開放しています。

(3) 交流する機会を創出

取組施策

●市民活動団体、事業者、行政合同による情報発信・情報交換の機会の創出

例) わくわくこらぼ村とボランティアカフェの合同開催

●場所、分野、世代、境遇を超えた交流機会の創出

例) 新たに市民活動を考えている人へ市民活動の先輩が応援できる場づくり
ウェブを活用した新たな交流の場を検討
従来事業（スポーツイベント等）との附帯事業による関係人口の増加



わくわくこらぼ村
【各種団体の活動紹介】



ボランティアカフェ
【他団体との交流事業】

(4) 児童・生徒の交流と協働の学び場づくり

取組施策

●地域との多様なサードプレイスづくりの推進

例) こども食堂、学童保育及び地域活動団体との連携促進

●学校行事、活動の場を地域へ（地域移行）

例) 児童・生徒の交流活動、地域活動を支援
市民活動団体との連携による「学校とともにある地域づくり」
中学生議会からの提案事業の具現化に向けた取組

●地域資源の開放

例) 職場体験の協働受入れ



中学生議員による現地視察
【東近江市中学生議会実行委員会】



八日市地区まちづくり協議会歴史文化プロジェクト
【協力：聖徳中学校／八日市高等学校】

基本施策3 持続可能な地域自治の醸成 ～築く～

地域の高齢化や個人の意識の変化によるつながりの希薄化により、自治会運営や地域での課題解決が難しくなっています。

一人一人が地域の活動を意識し、自治会やまちづくり協議会の組織において、地域の課題を自ら解決する力を高め、持続的なまちづくりを目指す必要があります。

1 自治会活動の推進

少子高齢化が進行する中今後ますます、地域社会の絆が大切になります。これまでの活動の見直し・改善によって地域課題に取り組む持続可能な自治会活動を後押しするとともに、新規加入者にとっても魅力的な地域のつながりを感じられる自治会活動を推進します。

(1) 持続的な自治会活動の促進

取
組
施
策

●時代、地域の変化に対応する自治会運営の促進

例) 「自治会まるごと支援メニュー」を用いた出前講座の開催

自治会支援DVDの作成

●情報発信のデジタル化の促進

例) 世帯回覧等へのインターネットの活用促進

●コミュニティ活動補助金、助成金の活用

例) 東近江市住み続けたい地域づくり交付金の活用

●自治会加入の促進

例) 自治会加入促進チラシの作成支援

開発事業者等への協力依頼



滋賀県立大学の学生も参加して開催された「ひらいし未来会議」
【上羽田平石自治会】

(2) 自治会とまちづくり協議会との連携促進

取
組
施
策

●共通する地域課題の解消に向けた連携の促進

例) 懇談会や研修等の合同開催

外国人住民の地域参加、相互理解の促進などの新たな協働事業を支援
まちづくり協議会による自治会への出前講座の開催

2 まちづくり協議会活動の推進

小規模多機能自治組織として、地区の課題解決と個性をいかしたまちづくりに向け、持続的、自主的に活動するまちづくり協議会を引き続き支援します。また、組織体制の見直しや地域の様々な団体や企業等との連携を推進し、事業の主体から支援する地域経営の主体への移行を支援します。

小規模多機能自治組織とは

おおむね小学校区などの範囲において、その区域内に住み、又は活動する個人、地縁型・属性型・目的型などのあらゆる団体等により構成された地域共同体が地域実情及び地域課題に応じて住民の福祉を増進するため地域内のことを自ら考え、決定し、実行する組織。具体的には、年代や性別、活動が異なる様々な組織が地縁でつながり、連携を深め、それぞれの長所をいかし、補完し合うことで、地域課題を自ら解決し、自地域の振興発展を図り、「住みよい地域づくり」を実践する、小規模ながらも様々な機能を持った地域住民から構成されます。

(1) まちづくり協議会活動の支援

取組施策

●持続可能な体制の支援及び連携の促進

例) 有償ボランティアの制度化を支援

●事業者との協働の機会創出や連携強化

例) 収益事業と地域課題の一体化による持続可能な地域活動への活動展開を支援

●「事業の主体」から地域のまちづくり活動等を「支援する主体」への移行促進

例) 地区内の各種団体や活動を調整・連携・中間支援するコーディネーターの育成



五個荘地区防災訓練
【五個荘地区まちづくり協議会】



ふるさと蒲生野川づくり河川美化活動
【蒲生地区まちづくり協議会】

(2) 地域活動拠点としてのコミュニティセンター事業の充実

取組施策

●地域住民によるまちづくり、生涯学習及び地域福祉のバランスある事業展開と相互連携

例) 市民活動支援、地域課題解決型事業の実施
まちづくり、生涯学習及び地域福祉担当部署の連携促進

●地域の情報収集、発信の充実

例) 地域の情報の一元化

3 協働による地域自治の仕組みづくり

多様な地域課題を解決するためには、その内容や範囲によって自治会、自治会連合会、まちづくり協議会、各種団体、NPO法人や事業者等の様々な特性を持った活動団体の連携に加え、従来の団体に属さない個人や集団から寄せられる「地域の声」を傾聴することが大切です。個別の声や活動が行政や活動団体に届き、共に補完し、新たな活動へとつながるよう、多様な民意を反映した地域社会を目指します。

新たな地域自治の仕組みづくり

取組施策

●地域住民と行政が自由に提案、協議できる場の設置

例) 誰もが参加し自由に地区の将来について懇談できる場を検討

●「地域の声」を聞く新たな方法を議論

例) 支所機能の充実
市民と議会の意見交換会



市民と議会の意見交換会
【東近江市議会】

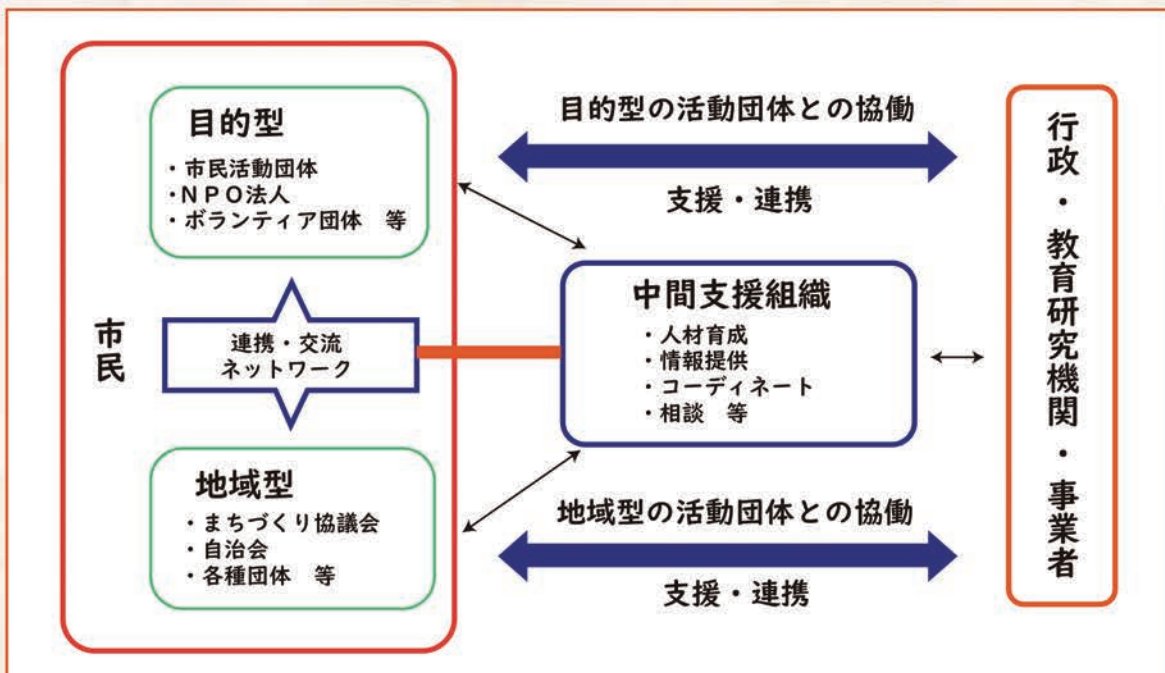


4 基本施策4 協働の仕組みづくり ～つながる～

行政は、市民誰もが地域活動、市民活動へ参加・協働しやすい環境をつくり、横断的に地域課題を解決する「仕組みづくり」を進め、年齢、性別、国籍、立場等に捉われることなく参加できる協働による地域共生のまちづくりを目指します。

1 中間支援組織との連携を促進

地域課題の解決に向けて、市民、行政、事業者等の間に立って、そのつなぎ役として中立的な立場で、それぞれの活動支援やコーディネートを行う中間支援組織との連携強化に努めます。



(1) 中間支援組織の支援及び連携の促進

取組施策

●持続可能な体制づくりを支援

例) 相談業務から継続的な有償支援への移行

●まちづくり協議会との連携で地域活動を支援

例) まちづくり計画策定会議等の運営



Point

中間支援組織の役割

- ・相談
- ・協働のコーディネート
- ・多様な主体及びボランティアのネットワークづくり
- ・人材育成・組織運営のための各種セミナーの開催
- ・行政の相談窓口であるまちづくり協働課と連携
- ・資金調達の支援、情報提供
- ・東近江市社会福祉協議会ボランティアセンターとの連携

(2) 市民活動支援の充実

取組施策

●資金調達、組織づくり等の各種講座の開催及び相談支援

例) 組織経営を支援(組織マネジメント講座・コミュニティビジネス講座等)

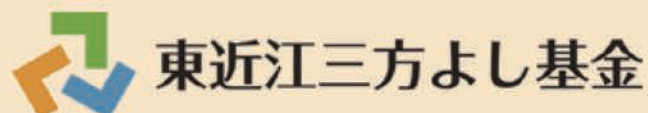
●はじめたい市民活動の具現化を支援

例) 活動のマッチングコーディネート

■ 市内で活動する中間支援組織(一例)

公益財団法人 東近江三方よし基金

「誰かの夢を応援したい」「困っている人の役に立ちたい」そんな想いをいかす地域のお金を循環する仕組みづくりをしています。東近江市には、地域の里山保全、地域の世代を超えた交流の場づくり、若者が働きたいと思う仕事づくり、この地に住みたいと願う次世代を育てる活動など、積極的に取り組んでいる活動団体がたくさんあります。そんな社会的意義のある活動と皆さんの応援をつなぎ、地域の人が出資し、創設したコミュニティファンドです。東近江市を中心とした地域課題の解決に取り組む団体を資金面から支援しています。



東近江三方よし基金

認定特定非営利活動法人 まちづくりネット東近江

「誰もがまちの創り人となる社会を目指して」をビジョンに、「思いをカタチにした人のあゆみに寄り添う」をミッションに活動をしています。東近江市には、地域をよくしたい! 地域を守り継いでいきたい! 地域を盛り上げたい! と頑張る多くの人たちがいます。皆さんの思いに寄り添い、思いの実現に向け様々な応援をしています。



認定特定非営利活動法人

まちづくりネット東近江

2 協働による「地域共生」のまちづくりの推進

行政は、年齢、性別、国籍、立場等に捉われることなく市民誰もが地域活動、市民活動へ参画できる「地域共生」のまちづくりを推進します。

まちづくりへの計画、実施、評価及び見直しの各段階で意見を述べ、提案・参画することで責任を持って、まちづくりへ参画できる機会を拡充するとともに、若者の新たなまちづくりへの挑戦を市民が応援できる体制を整備し、市民と行政、市民同士が連携し情報共有できる仕組みや環境整備を図ります。

(1) 誰もが参画できる事業の拡大

取組施策

●協働ラウンドテーブル「まちのわ会議」への支援強化

例) 課題整理から協働事業への実現に向けた仕組みづくり
「まちのわ会議」による市民参画型政策提案のパッケージ化

●事業の企画・計画段階及び事後評価への市民参画の拡大

例) 協働事業に向けた関係団体会議等の取組を検討
行政施策の企画・計画段階からの市民参画

●行政運営への市民参加の推進

例) 市政に関する各種委員会、審議会委員の積極的な公募による選任

●誰もが行政との協働事業を提案できる仕組みづくり

例) 障害者、外国人もまちづくりに参加できる仕組みを検討



地域課題を中高生目線で話すまちのわ会議



五個荘地区で開催したこども円卓会議

まちのわ会議とは

本市では、「協働ラウンドテーブル（円卓会議）」を「まちのわ会議」と呼び、開催しています。まちのわ会議は、出席者の序列や上下関係を問わず、フラットな立場での意見交換を目的にした会議です。

その結果を協働事業・政策の提案及び見直しにつなげます。

東近江市協働ラウンドテーブル運営委員会では、市内各地で開催される「まちのわ会議」を支援しています。

(2) 若者の挑戦を応援できる制度・仕組みづくり

取組施策

●若者の挑戦や活動を地域が応援できる制度や仕組みの検討

例) 若者の主体的なチャレンジ事業への協力と支援

●学生をターゲットにした情報発信と活動支援策の検討

例) 協働事業に関する情報や支援制度を高校、大学へ提供し活動への参加を促進
大学との包括連携協定



「手をあげてわたろう」運動の啓発
【東近江市 × びわこ学院大学】



高校生ライターによる記事作成
【そこら編集委員会】

(3) 市民参加を推進するための情報を活用

取組施策

●市民活動の「見える化」

例) 活動団体の事例集を作成

●市民活動団体間の連携推進

例) 活動団体間のネットワークづくり

●参画機会の情報提供

例) 活動団体一覧を整理
活動団体一覧を相談やマッチングに活用



市民活動情報サイト 活動団体一覧
【東近江市ホームページ】

■ 東近江市における主な市民活動団体数

項目	団体数
自治会	390自治会
まちづくり協議会	14団体
NPO法人	45団体 ^{※1}
ボランティアグループ [※]	115団体 ^{※2}

※1：協働ネットしが掲載件数

※2：東近江市社会福祉協議会
ボランティアセンター登録団体

令和6年4月1日現在

協働のきっかけと活動事例

I きっかけ

市内ではちょっとした「きっかけ」から始まった協働の取組が、やがて大きな輪になって様々な市民が参加する活動につながっています。協働の「きっかけ」は、伝えたり、話し合ったり、人と人の出会いから生まれています。そのちょっとした「きっかけ」と市内での協働の活動事例を紹介します。

やりたいこと
やっていること

伝える



「こんなことしたいな」とつぶやいたら、同じことを思っていた人がいた。

活動の話をしていたら、意気投合して、一緒にすることになった。

まちのことや
様々なテーマについて

話し合う



まちについて話をしていたら、自分はこんなことができるかもと気が付いた。

地域の交流イベントで活動を知って、一緒にやってみたいと思った。

森のことをみんなで話し合う中で、じゃあみんなで一緒にしようとなった。

身近な場所で
ふとした瞬間に

出会い



会議で出会った時に話をしていたら、一緒にしようとなった。

偶然、久しぶりに出会った時に、勢いでこんなことしようとなった。

カフェでたまたま出会って、しゃべっていたら一緒にしようとなった。

2 活動事例

森と里をつなぐ 木材の活用

事業者

×

NPO 等

×

行政

びわ湖の森を元気にするプロジェクト「kikito」は、森林の仕事に携わる様々な人たちが集まり、びわ湖の水を育む大切な場所である森林を健全に保つための活動がきっかけとなり始まりました。

地域の間伐材を活用し製品を作ることで、kikito 商品が開発され、森林の保全につながっています。また、森林を適正に管理するために木材の買い取り作業を行い、木材の活用を促しています。



事業者

×

NPO 等

×

まちづくり協議会

婚活イベントで若者に地域の魅力を発信



蒲生地区の若い人に地域の魅力を発信し、地域の良さを知ることによって定着してもらおうと、結婚支援事業として婚活イベントを開催しました。婚活イベントでは、近江鉄道とのコラボ、政所茶の茶摘み、ガリ版体験など地域の伝統や人材等を活用し取り組んでいます。

女子野球で、少女たちに夢を！地域に元気を！

事業者

×

自治会

×

行政

女子硬式野球「東近江バイオレッツ」を目指す選手に、野球ができる環境を作るため、商工会議所、商工会をはじめとした多くの関係者が協力してチームを設立しました。「地域密着型」のチームとして野球で日本一を目指すとともに、子どもたちや地域住民と交流し、地域活性化に取り組んでいます。



私たちのまちに、ふたたび 「便利」と「安心」を

事業者 × NPO 等 × まちづくり協議会

令和元年に愛東地区唯一のスーパーが閉店することになり、地域の様々な職種の人たちが立ち上がりました。「地域みんなのお店」として再開に向け資金を募り、令和3年に「^{アイマート}i-mart」として再スタートすることができました。

現在は、イートインスペースを利用してママ友世代の活動の場、高齢者の健康づくりや大学や民生委員・児童委員と連携した居場所づくりに取り組んでいます。



魚のゆりかご水田活動 が広げる協働の輪

事業者 × 教育・研究機関 × 自治会



平成18年から、琵琶湖周辺の水田に湖魚が産卵、繁殖のために遡上できるよう、排水路に魚道を設置する取組からスタートし、栗見出在家町自治会を含む8団体が一緒に活動しています。

企業、大学、近隣の家族などの水田オーナー制度の導入を通じた食農教育・環境教育の実践や都市住民との交流、首都圏中学生を受け入れる農家民泊など活動の広がりとともに、協働の輪が広がっています。

東近江市の花「ムラサキ」 を活用した協働事業

事業者 × 教育・研究機関

市の花に指定されている絶滅危惧種「ムラサキ」を残すため、過疎化が進む奥永源寺地域の耕作放棄地を開墾し、花の普及と耕作放棄地解消という課題の解決に取り組んでいます。また、八日市南高等学校や大学で行われている研究の成果や保持されている技術の提供を受け、企業と連携して化粧品も開発されました。



地域でモノをまわす 仕組みを考える

地域住民

×

NPO 等

×

まちづくり協議会

中野地区では、地域で福祉をどのように進めていくか、地域住民が毎月行われる円卓会議で議論を重ねる中、近所付き合いの大切さに気付いてもらう機会を作ることになりました。

そこで、おすそわけしたい人と必要とする人が交流する「おすそわけ事業」のほか「おもちゃ病院」「喫茶コーナー」「キッズスペース」「障害者支援施設あかねによる手作りの物品販売」など、人々がつながる場づくりを展開しています。



地域住民

×

NPO 等

りぼーん

Re 梵大作戦

里山いきいきプロジェクト

ぼんしゃくじ

蒲生地区にある「梵釈寺」では、非営利活動法人里山保全活動団体遊林会とともに裏山の整備を行いました。きれいになった里山をより多くの人に活用してもらおうと地域の人たちがボランティアで、里山ガイドや薪の販売を行いながら活動資金を調達し里山を守っています。



トレイルコースを資源に 地域の魅力を里山とともに発信

NPO 等

×

まちづくり協議会

おもむきむら

平成 28 年に「きぬがさ山里山に親しむ会」、「趣邑」がトレイルコースを作成し、平成 30 年 10 月に、観光資源としての活用を五個荘地区まちづくり協議会に提案したことをきっかけに、東近江トレイル実行委員会が設立されました。

自然の魅力に加え、観光、食、歴史などに人々が関わることで、付加価値が高まり地域の魅力発信の一つとなっています。

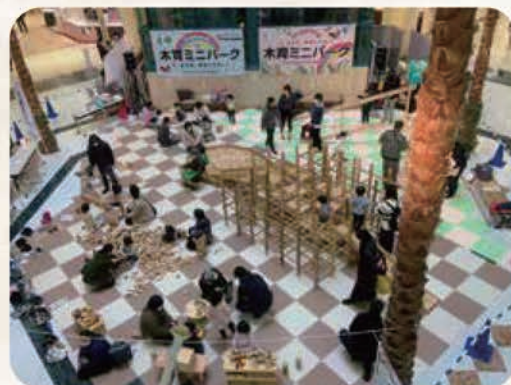


あらゆる場面で 木を使うプロジェクト

工務店、木工作家、森林組合などが集まり、プラスチックに代わりあらゆる場面で木を使えることを多くの方に知ってもらうために、市内産材を使った製品サービスを提供しています。

市内産材の需要が年々減っている中、子どもの頃から木材のぬくもりや価値を感じてもらえたらと「木育パーク」を行い、子どもたちと遊びながら、木と触れ合う機会を作っています。

事業者 × NPO 等



事業者 × NPO 等 × 地域住民



福祉 × 食 × エネルギー 暮らしまるごとモール構想

愛東地区で子どもから高齢者まで、誰もが地域で暮らし続けるために大切なことを地域住民や福祉事業所等で話し合いました。その中で、「福祉」「食」「エネルギー」が地域で循環することができたら、誰もが暮らしやすいまちになると考え、「あいとうふくしモール」が誕生しました。高齢者福祉事業所や障害者事業所、農家レストランが一つになり、運営を行っています。

スケールメリットをいかす びわ湖から山をつなぐイベント

本市の鈴鹿からびわ湖まで広がる豊かな自然や歴史、文化をいかしたスポーツ環境イベントとして、企業と協働で「びわ湖東近江 シートゥーサミット SEA TO SUMMIT」を開催しています。参加者は、地域の人たちの協力や多くのスタッフの声援を受け、まちの魅力を感じながら東近江市の自然を満喫しています。

事業者 × NPO 等 × 行政



困り事はみんなで考える 誰もが「先生」になれる場所

地域住民 × NPO 等 × まちづくり協議会

地域には、様々な特技や技術をもった人々がいます。そんな人が活躍できる場が地域にあったら素敵だと考え、「中野地区ボランティアセンターを考える会」を立ち上げました。古民家を改修してできた「中野ヴィレッジハウス」を会場に、毎週開催しているイベントに人々が気軽に訪れることで、困り事やニーズを聞き、地域の福祉活動につなげています。



NPO 等 × 中学生 × 行政

中学生の目線でまちを見る まちの未来を考える「中学生議会」



中学生議会は、中学生が地域の諸課題への関心を高め、市政や市議会の仕組みを学ぶ場として開催しています。中学生の視点から見たまちの未来を真剣に考え、議案づくりを行い、実際の議場で質問や提言を行っています。

関係団体が集まり いざという時に備える

自治会 × 事業者 × NPO 等 × 行政

東近江市総合防災訓練は、地域の防災意識を高めるために毎年開催しています。災害による被害を最小限にとどめるためには、地域による自助・共助が不可欠となるため、関係団体や多くの市民が参加し、救助活動や避難所の設営など様々な訓練を行っています。



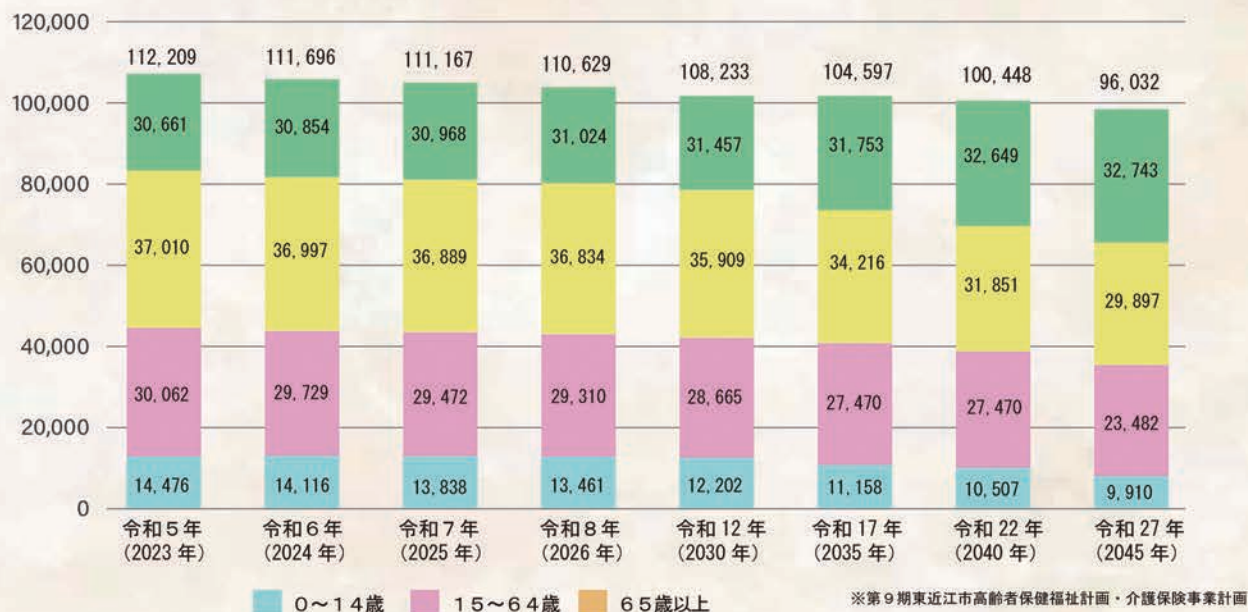
参考資料

I 東近江市の人口動向

東近江市の人口は、一時的に人口増加があったものの減少傾向にあります。一方、総人口における老年人口（65歳以上の人口）が占める割合は年々増加している状況です。

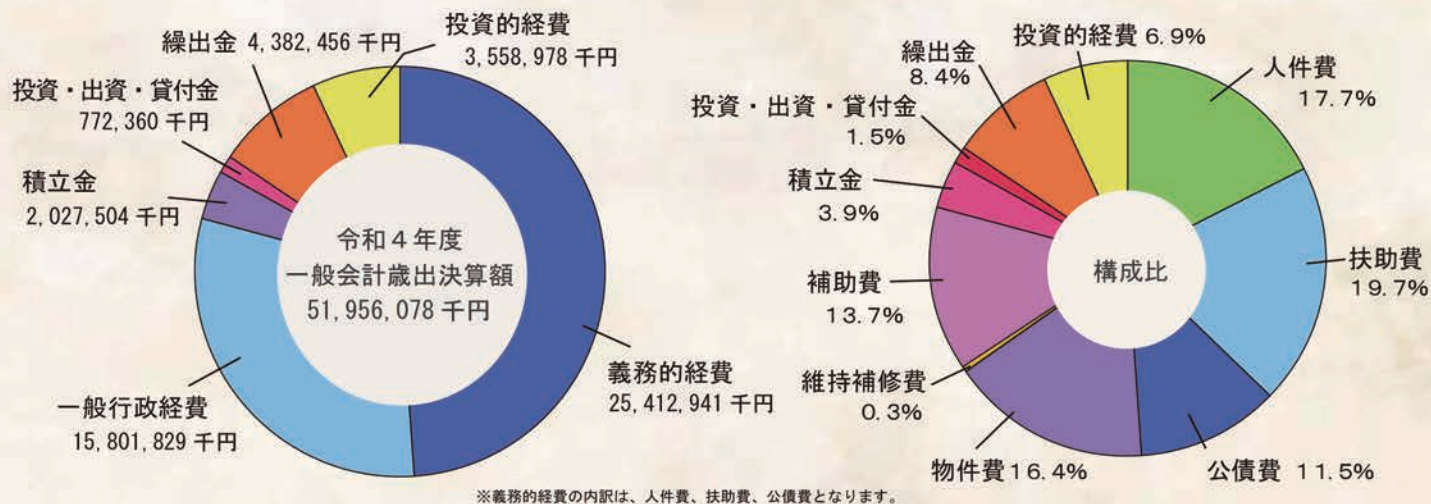
今後も人口の減少傾向は続くと考えられ、年少人口（14歳以下の人口）の割合が減少し、老年人口（65歳以上の人口）が増加しており、更に少子高齢化が進むことが予測されます。

東近江市全体 将来人口



2 東近江市の決算状況及び見通し

令和4年度決算における市の財政状況を示す実質公債費比率及び将来負担比率などの財政健全化指標は、国が定める全ての基準を満たしており、健全な状況にあります。ただし、扶助費をはじめとする義務的経費や各種施設に係る維持管理経費などの経常経費が予算総額に占める割合は高くなっています。



東近江市協働のまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 参画と協働のまちづくりの推進（第8条—第15条）

第3章 地域自治の推進（第16条—第18条）

第4章 推進体制等（第19条—第21条）

附則

わたしたちのまち東近江市は、鈴鹿の山々から琵琶湖までの広大な地に、豊かな自然環境、のどかな田園風景、人々が行き交う町並みを背景にして、数々の歴史と伝統を築くとともに、近年は先端産業が立地するなど、多彩な地域文化が培われてきました。

特に、農村集落では、お互いに助け合いながら日々の生活を営み、普請や農事を共同で行うなど、自らの地域は自ら守り築くという、中世惣村の自治精神が育まれてきました。また、全国に近江商人を数多く輩出したこの地域では、人や地域のつながりを大切にしながら、広く公共利益のために貢献する文化も根付いてきました。

近年、社会情勢が大きく変化する中で、地域課題が一層多様化、複雑化し、公共的な課題を行政だけで解決することが困難になってきています。また、地方分権の進展に伴い、地方自治体では、自らの判断と責任で地域の個性を生かしたまちづくりを進めるため、住民自治の充実が求められています。このような中、わたしたちは、東近江市に息づいた自治と公共の精神を受け継いで、これからのまちづくりに取り組むことが大切です。

そのためには、市民が一人ひとりの持てる力を発揮しながらまちづくりに参画するとともに、「お互いさま」の心を持って連携し、協力しながらまちづくりを進めていく必要があります。

すべての市民が東近江市に誇りを持ち、将来にわたって安心して暮らすことができる協働のまちづくりを推進するため、ここにこの条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定め、まちづくりにおける市民と市の役割を明らかにするとともに、共に考え、協力し合って、豊かな暮らしの実現及び活力のある地域社会の創造を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学している個人並びに市内で活動している市民活動団体及び事業者をいう。
- (2) 市民活動団体 市民が自主的及び自発的に行う公益の増進につながる非営利の活動を市内において行う団体であって、政治活動又は宗教活動を主たる目的としないものをいう。
- (3) 事業者 市内で営利を目的とする事業を行う個人、法人等をいう。
- (4) 市 市長その他の市の執行機関をいう。
- (5) 参画 市民が市に対して計画、実施、評価及び見直しの各段階で意見を述べ、提案することにより、市政を推進することをいう。
- (6) 協働 市民と市又は市民と市民が、社会的な課題を解決するため、目標を共有し、互いの特性を生かして役割分担と責任を明確にしたうえで、連携及び協力して活動することをいう。
- (7) まちづくり 住み良い豊かな地域社会をつくるための取組み及び活動をいう。

（まちづくりの基本理念）

第3条 市民と市は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。

- (1) 一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、地域に関心を持ち、積極的にまちづくりを進めるものとする。
- (2) 人や地域のつながりを大切にし、互いに助け合いながら、まちづくりを進めるものとする。
- (3) 本市の自然、歴史及び文化を大切にし、次代に継承するとともに、地域の資源を活用して、個性豊かなまちづくりを進めるものとする。

（協働の原則）

第4条 市民と市は、安心して幸せに暮らせるまちの実現に向けて、協働によるまちづくりを進めるものとする。

2 市民と市は、次の原則に基づき、協働を進めるものとする。

- (1) まちづくりの主体として自立及び自律していること。
- (2) 市は、市民活動の自主性を尊重すること。
- (3) 協働に当たっては、対等の立場であること。
- (4) 対話し、理解し合い、補い合うこと。
- (5) 協働の目的、過程、成果を共有すること。
- (6) 相互に情報を公開し、共有すること。

（市民の権利）

第5条 市民は、一人ひとりが人間として尊重され、等しく市政やまちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、市政に関する情報を知り、意見を述べる権利を有する。

（市民の役割）

第6条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、自らができることを考え、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとする。

2 市民は、参画及び協働に当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。

3 市民活動団体は、自らの活動が果たす社会的意義を自覚するとともに、その特性等を十分に発揮し、協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

4 事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、公益的な活動に協力し、協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

（市の責務）

第7条 市は、市民との協働を進めるため、市の抱える課題、保有する情報等を公開し、説明する責任を有するとともに、市民との対話の場を設けるよう努めるものとする。

2 市は、公益的な市民活動を尊重し、促進するために必要な支援に努めるものとする。

3 市は、多様な社会的課題を解決するため、市民活動団体、事業者等の多様な主体と効果的な協働に努めるものとする。

4 市は、職員の市民活動及び協働に関する理解及び認識を深め、地域課題に総合的に対応し、協働を推進することのできる職員を育成するよう努めるものとする。

5 市は、各部署で積極的に協働を推進するとともに、横断的な取組みを進めるよう努めるものとする。

第2章 参画と協働のまちづくりの推進

（参画の推進）

第8条 市は、次の各号に掲げる事項を行おうとする場合は、市民に等しく参画できる機会を保障するよう努めるものとする。

- (1) 市の基本的な施策を定める方針及び計画の策定又は変更
- (2) 市民の権利義務、生活、事業活動等に重大な影響を及ぼすような条例の制定又は改廃（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除

く。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、一定の範囲で市民の生活、事業活動等に重大な影響を及ぼすような施策に関する事項の策定又は変更

2 市は、情報を公開及び提供したうえで、次の各号に掲げるもののうち、適切かつ効果的な参画の手段を講じ、多様な意見を市政に反映するよう努めるものとする。

(1) アンケート調査

(2) ワークショップ

(3) 審議会等

(4) パブリックコメント

(5) 公聴会

(6) 説明会

(7) その他市長が必要と認める手段

(審議会等)

第9条 市は、審議会等の委員を選任するときは、中立性を保持するとともに、男女比率、年齢構成、地域性等を考慮し、幅広い分野から人材を登用することにより、市民の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。

2 市は、審議会等の委員に市民を選任するときは、その全部又は一部を公募により選考するよう努めるものとする。

3 市は、審議会等を開催しようとするときは、会議名、開催日時、会場、議題、傍聴の方法その他必要な事項を事前に公表するよう努めるものとする。

4 市は、審議会等の会議及び会議録を公開するよう努めるものとする。ただし、法令又は条例等により非公開とされているもののほか、審議事項が個人情報等に関する事項で審議会等で非公開と決定した場合は、この限りでない。

(人材育成等)

第10条 市民と市は、協働によるまちづくりを推進するため、共に学び合い、人材の育成、発掘及び活用に努めるものとする。

2 市民と市は、広い視野で次代のまちづくりを担う子ども、若者等の人材を育成するよう努めるものとする。

(情報の共有)

第11条 市民と市は、協働によるまちづくりを推進するため、様々な媒体を活用して、相互に情報を提供し、共有するよう努めるものとする。

(資金)

第12条 市民と市は、協働によるまちづくりの推進に必要な資金の円滑な調達及び適正な配分に努めるものとする。

(提案制度)

第13条 市民と市は、相互に協働事業を提案できる制度を設けるものとし、協働事業として採択された事業については対等の立場で協議し、協力して実施するものとする。

(活動場所)

第14条 市民と市は、協働によるまちづくりを推進するため、活動場所を相互に提供し、活用し合うよう努めるものとする。

2 市民と市は、市民活動を支援し、まちづくりに関わる多様な主体の交流と協働を推進するため、市民活動の拠点となる施設を整備し、機能を充実するよう努めるものとする。

(中間支援活動)

第15条 中間支援活動とは、市民活動を支援し、まちづくりに関わる多様な主体の交流と協働を推進する活動をいう。

2 市は、協働によるまちづくりを円滑に進めるため、中間支援活動の体制強化に努めるものとする。

第3章 地域自治の推進

(地域自治の推進)

第16条 地域自治とは、協働によるまちづくりを推進するため共同体意識を持てる一定の区域において、市民が地域課題を解決し、よりよいまちをつくろうとする自主的かつ

自律的な活動をいう。

2 市は、地域自治の重要性を認識し、尊重するとともに、その活動に対して必要な措置を講じるものとする。

(自治会)

第17条 自治会とは、地縁と共助の精神に基づき、身近な住民生活において必要な諸活動に取り組むため、住民が自主的に設置する基礎的な地域自治組織をいう。

2 市は、自治会の活動を尊重し、技術的及び財政的援助等の必要な支援を行うことができる。

3 市民は、自治会の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

4 自治会は、住民の合意により民主的に運営されなければならない。

5 自治会は、東近江市コミュニティセンター条例(平成17年東近江市条例第107号)に規定する区域(以下「地区」という。)における共通の課題について協議するため、地区自治会連合会を組織するものとする。

(まちづくり協議会)

第18条 まちづくり協議会とは、地区の課題解決と個性を生かしたまちづくりに取り組むため、多様な主体が参加して自主的に設置する地域自治組織をいう。

2 市は、次の各号の要件を満たすまちづくり協議会を、一地区について一団体を認定するものとする。

(1) 地区自治会連合会等の多様な主体が参画し、地区のまちづくりに包括的に取り組んでいること。

(2) 地区のすべての市民を対象としていること。

(3) 民主的な運営を行うため、規約を定めていること。

(4) 地区のまちづくりの基本方針等を定めた「地区まちづくり計画」を策定していること。

(5) 運営に当たる役員や代表者は、民主的に選出されたものであること。

(6) 運営の透明性が確保されていること。

3 市は、まちづくり協議会の認定後、前項に規定する要件を満たしていないと認めた場合は、改善を求めなければならない。

4 市は、まちづくり協議会の活動を尊重し、技術的及び財政的援助等の必要な支援を行うものとする。

5 市民は、まちづくり協議会の活動に積極的に参加し、相互の交流を深めながら協働するものとする。

6 まちづくり協議会は、地区の課題を解決するため、市及びその他の組織と協働してまちづくりを推進するものとする。

7 まちづくり協議会は、各地区コミュニティセンターをまちづくりの拠点とし、市と協働して運営するものとする。

第4章 推進体制等

(市民協働推進計画の策定)

第19条 市は、協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、東近江市市民協働推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 市は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(市民協働推進委員会)

第20条 市は、協働によるまちづくりを推進するため、東近江市市民協働推進委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

2 委員会は、この条例、推進計画その他協働によるまちづくりに関する重要事項を調査審議し、市に意見を述べることができる。

3 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

第二次東近江市市民協働推進計画の基本施策

基本施策 Ⅰ 郷土愛と人づくり ～育む～

東近江市の「アイデンティティ」の再発見	魅力ある地域資源の発見・発信
	優秀な協働事例の表彰と事例の活用
	協働によるまちづくりへの理解促進
	人材の発掘及び育成
推進体制の促進	市民協働推進委員会による進行管理と協働事業の推進
	地域担当職員制度の充実

基本施策 Ⅱ 交流・活動の基盤づくり ～支える～

資金調達の仕組みの拡充	各種補助金等の活用促進
	協働委託の拡充
	市民ファンド・寄附制度等の拡充
情報の共有	情報発信による地域に見える化
交流・活動の場づくり	活動場所の提供と整備
	未利用建物の情報提供
	交流する機会を創出
	児童・生徒の交流と協働の学び場づくり

基本施策 Ⅲ 持続可能な地域自治の醸成 ～築く～

自治会活動の推進	持続的な自治会活動の促進
	自治会とまちづくり協議会との連携促進
まちづくり協議会活動の推進	まちづくり協議会活動の支援
	地域活動拠点としてのコミュニティセンター事業の充実
協働による地域自治の仕組みづくり	新たな地域自治の仕組みづくり

基本施策 Ⅳ 協働の仕組みづくり ～つながる～

中間支援組織との連携を促進	中間支援組織の支援及び連携の促進
	市民活動支援の充実
協働による「地域共生」のまちづくりを推進	誰もが参画できる事業の拡大
	若者の挑戦を応援できる制度・仕組みづくり
	市民参加を推進するための情報を活用

策定経過

令和3年

- 6月29日 第1回市民協働推進委員会
- 9月6日 第2回市民協働推進委員会
- 11月8日 第3回市民協働推進委員会
- 12月20日 第4回市民協働推進委員会
- 2月17日 第5回市民協働推進委員会
- 3月15日 まちのわ会議「10年後の東近江市に向けて」

令和4年

- 6月28日 第1回市民協働推進委員会
- 9月13日 第2回市民協働推進委員会
- 11月1日 第3回市民協働推進委員会
- 1月23日 第4回市民協働推進委員会
- 1月30日 まちのわ会議「誰もがまちのつくりてに」
- 3月15日 第5回市民協働推進委員会

令和5年

- 4月26日 第1回市民協働推進委員会
- 5月26日 第2回市民協働推進委員会
- 6月19日 第3回市民協働推進委員会
- 7月20日 第4回市民協働推進委員会
- 8月28日 第5回市民協働推進委員会
- 9月19日 第6回市民協働推進委員会
- 10月27日 第7回市民協働推進委員会
- 12月19日 第8回市民協働推進委員会
- 1月15日 第9回市民協働推進委員会
- 3月18日 第10回市民協働推進委員会

令和6年

- 4月1日 第二次市民協働推進計画策定

発行年月 令和6年4月1日

発行 東近江市

編集 東近江市市民部まちづくり協働課

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

TEL：0748-24-5623

